

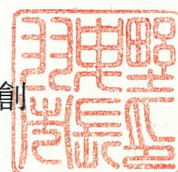
羽曳野市告示第 132 号

羽曳野市営駐車場使用料収納事務委託について

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により、市営駐車場使用料の収納事務を下記の者に委託したので、告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

羽曳野市長 山入端 創



1. 古市駅西駐車場

(1) 委託先の住所、氏名

大阪市西区立売堀 1 丁目 6 番 17 号

アマノマネジメントサービス株式会社 大阪支店 支店長 石川 結城

(2) 委託した事務の範囲

羽曳野市営駐車場使用料収納事務

(3) 委託した期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 収納の方法

羽曳野市が指定する方法

(5) 履行場所

羽曳野市栄町 339 番地の 1

2. 古市駅東駐車場

(1) 委託した者の住所、氏名

大阪市福島区福島 3 丁目 14 番 24 号

オムロンフィールドエンジニアリング株式会社

近畿・中四国支店 支店長 藤田 泰利

(2) 委託した事務の範囲

羽曳野市営駐車場使用料収納事務

(3) 委託した期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 収納の方法

羽曳野市が指定する方法

(5) 履行場所

羽曳野市古市 1 丁目 41 番 1